静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和元年6月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-29

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(静岡県人事委員会規則15-3)の一部を次のように 改正する。

改正前			改正後	
別表第1 (略)		別	別表第1(略)	
任命権者区分	団 体 名		任命権者 区分	団 体 名
知事	(略)		知事	(略)
部局	公益財団法人ふじのくに医療城 下町推進機構		部局	公益財団法人ふじのくに医療城 下町推進機構 一般財団法人三保松原保全研究 所
	公益財団法人ラグビーワールド カップ2019組織委員会 (略)			ー 公益財団法人ラグビーワールド カップ2019組織委員会 (略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。